

公益財団法人キーエンス財団
2019年度 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給付月額：8万円（年額96万円）
- (2) 給付対象期間：2019年4月～2023年3月（最短修業年限）
- (3) 給付方法：毎月25日までに、翌月分を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付
ただし、初回は、4～8月までの5ヶ月分を一括で7月25日に給付
※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

- ・日本国内の4年制大学（通信制及び夜間制を除く）に2019年4月入学の新1年生
- ・日本国籍を有している
- ・2019年4月1日現在、20歳以下である
- ・経済的な支援を必要とする
- ・給付期間中において、当財団が定めるレポート等を期日までに提出できる

※ 全ての貸与型奨学金、日本学生支援機構（JASSO）・地方自治体・公的機関からの給付型奨学金、及び大学の授業料減免制度との併用は可
（他の民間企業・団体や大学独自で行う給付型奨学金との併用は不可）

3. 募集概要

(1) 応募（受付）期間

一次選考の応募 2019年2月1日（金）～4月15日（月）

二次選考の応募 書類：2019年4月18日（木）～5月10日（金）（締切当日消印有効）
小論文：2019年4月18日（木）～5月10日（金）

(2) 募集人数

125名程度

4. 応募方法

<一次選考>

- (1) 当財団ホームページ上にて必要事項を入力の上、送信してください。
- (2) 2019年4月18日（木）までに選考結果（採否）の通知メールを送信し、一次選考通過者には書類申請番号をお知らせいたします。

<二次選考> (一次選考に通過した方のみ)

(1) 当財団ホームページからログインし、所定の小論文入力後、顔写真のイメージファイル^(注)を添付して送信してください。

(注)・写真は、撮影後6ヶ月以内、正面を向いた上半身(肩口まで)、無背景、無帽のもので、容易に本人と判別できる鮮明なもの。

・データはファイル名:『書類申請番号(半角)+氏名』、拡張子: jpeg, gif, png等のイメージファイル、ファイルサイズ:2MB以下の形にしてください。

(2) 下記書類(最新のもの)を、当財団事務局へ郵送してください。

① 大学の学生証(写真付):A4の用紙にコピーしたもの

※学生証に写真がない場合は、公的機関発行の写真付証書
(例:運転免許証、パスポート等)

② 在学大学の在学証明書(原本)

③ 卒業高校の成績証明書(原本)

※高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書(原本)

④ 世帯全員分の住民票の写し(原本)

※市町村が発行したもの

(発行日から6ヶ月以内・本籍地記載あり、マイナンバーの記載なし)

⑤ 所得・課税証明書(非課税証明書)原本:家計支持者全員分

※市町村が発行した収入金額の記載があるもの

⑥ 英検、TOEIC、TOEFLの英語資格をお持ちの方はその証明書(コピー)

⑦ ④に記載されている家族のうち、次の手帳が交付されている方がいる場合は、その手帳の、氏名が記載されているページのコピー

・障害者手帳 ・難病受給者証

* 送付の際の注意事項

・A4サイズの封筒1通にすべての書類を入れてください。

書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

・ホームページから書類送付確認書をダウンロードして印刷してください。

各提出書類(右上)及び送付用封筒(氏名の下)に、一次選考通知メールでお知らせした書類申請番号を記載のうえ、書類送付確認書に従って封筒に入れてください。

・お送りいただいた書類は返却いたしません。

5. 二次選考書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒533-8555 大阪市東淀川区東中島1-3-14

公益財団法人キーエンス財団 事務局 宛

(2) お問い合わせ先

当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

※ 書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。

到着確認は、レターパックや書留郵便等の追跡サービスをご利用ください。

6. 選考・採用内定

応募いただいたデータ及び書類をもって、当財団の奨学生選考委員により選考を行います。

二次選考の選考結果（採否）は、6月中旬に本人に通知します。

なお、採用者については、在籍大学及び出身高校へも連絡いたします。

7. 採用者の手続き

(1) 振り込み先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により財団が指定する期日までに届け出てください。

(2) 確認書

各自ホームページからダウンロードし、印刷してください。

記載事項を確認し、本人及び保護者等（法定代理人）が署名のうえ、財団が指定する期日までに当財団事務局宛てに郵送してください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 毎年、当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書（年次記載あり）を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

① 進級できなかったとき

② 休学又は復学したとき

③ 停学その他の処分を受けたとき

④ 退学したとき

⑤ 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

9. 奨学金の停止

8. 奨学生の義務に記載した奨学生としての義務を怠ったときは、奨学金給付を停止します。

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 進級できなかったとき
- ② 休学したとき（傷病による場合を除く）
- ③ 停学となったとき
- ④ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑤ 8. 奨学生の義務の履行を促す、当財団からの要請に従わなかったとき
- ⑥ 学籍を失ったとき
- ⑦ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑧ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑨ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

12. その他

- ・当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。
- ・選考の過程で面接する場合があります。
- ・採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合は、速やかに当財団へ届け出てください。